

山梨英和大学施設等の貸与に関する規程

2013年 1月25日 制定

(目的)

第1条 この規程は、山梨英和大学に帰属する校地、校舎及び設備備品等（以下「本学施設等」という。）の外部団体等への貸与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与の原則)

第2条 本学施設等の貸与は、外部団体等の借用目的が、原則として山梨英和大学（以下「本学」という。）の教育・研究・文化及び社会貢献の諸活動を遂行するにあたって支障がないと認められる場合に実施できるものとする。

(借用願)

第3条 本学施設等の借用を申請する外部団体等の代表者は、別紙様式1に定める借用願を学長あて提出し、許可を受けなければならない。

2 借用願は、使用予定時期が当該年度又は翌年度に当たるもの以外は原則として提出できない。

3 借用願に対する正式な許可は次条に規定する許可書をもって行うものとし、それ以前については仮予約として取扱うものとする。

(許可書)

第4条 前条に定める借用願が学長による許可を受けた場合、別紙様式2に定める貸与許可書を申請者あて速やかに通知するものとする。

2 許可書の通知は、使用予定時期が当該年度に当たる場合は既決の使用状況との調整のうえで行うものとし、翌年度に当たる場合は本学学年暦をはじめとする各種行事予定等が確定したうえで行うものとする。

(借用者遵守事項)

第5条 借用の許可を受けた者（以下「借用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた借用目的以外の目的で使用しないこと。
- (2) 許可を受けていない本学施設等を使用しないこと。
- (3) 許可を受けた場所以外での火気使用、喫煙を行わないこと。
- (4) 上履・下履の区別を必要とする場所では、これを厳守すること。
- (5) 使用後の原状回復のため、本学施設等の整備、清掃を行うこと。
- (6) 原状回復の後、本学担当職員立会いのもとで異状の有無を点検し返戻すること。
- (7) 前各号のほか、借用にあたっては本学の指示を厳守すること。

(弁償)

第6条 借用者が本学施設等を使用中に滅失、毀損したときは、速やかに弁償しなければならない。

(使用の中止)

第7条 借用者が本規程又は本学担当職員の指示に従わないときは、使用を中止させ、又は借用を取り消すことがある。

2 前項に定める使用の中止又は借用の取消しの結果、借用者に損害が生じた場合であっても、本学はその責任を負わないものとする。

3 使用の中止にあつては、第10条に定める使用料金を請求することがある。

(権利譲渡の禁止)

第8条 借用者は、その権利を他者に譲渡してはならない。

(使用時間)

第9条 第2条に定める貸与の原則並びに本学教職員の労働衛生の保持及び本学施設等の保全のため、使用時間を原則として次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 平日(月曜日から金曜日まで)にあつては、午前7時30分から午後8時30分まで

(2) 土曜日にあつては、午前7時30分から午後5時30分まで

(3) 日曜日・祝日にあつては、午前8時30分から午後5時30分まで

2 前項の使用時間を超える場合は、追加の使用料金等を請求するものとする。

(使用料金等)

第10条 使用料金は、冷暖房使用料及び追加使用料は、別表に定める。

2 前項の規定にかかわらず必要に応じて、使用料金を学長の判断により減免することができる。

(庶務)

第11条 施設等の貸与に関する庶務は、学長室が担当する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長室運営会議及び教授会の議を経て、理事会の承認に基づき行うものとする。

(実施規定)

第13条 この規程に定めるもののほか、本学施設等の貸与に関し必要な事項は学長が定める。

2 本学学生の施設使用等に関しては、学生サービス部が別に定める。

附 則

1 この規程は、2013年4月1日から施行する。

2 山梨英和大学施設貸与規則(昭和55年11月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

[別紙様式1 施設等借用願](#)

[別紙様式2 施設等貸与許可書](#)

別表

使用料金表

施設名	収容数	料金(4時間未満)	料金(4時間以上)	摘要
かえでホール	-	15,000円	25,000円	
グリーンホール (111教室併用)	330 (490)	15,000円 (20,000円)	25,000円 (35,000円)	110
体育館	-	20,000円	35,000円	
グラウンド	-	15,000円	25,000円	
大講義室	250	15,000円	25,000円	101、201、301
中講義室	160	10,000円	15,000円	109、111
演習室(小講義室)	36			103~108
	45	5,000円	10,000円	202、203
	60			205~208
エントランス	-	10,000円	15,000円	Gホール前
ゼミカフェ	-	10,000円	15,000円	
さくらホール	-	5,000円	10,000円	
事務棟大会議室	50	15,000円	25,000円	片側使用時は半額
学生駐車場	100	10,000円	15,000円	駐車場のみ使用の場合

※各施設設備の機器備品、什器等(一部を除く。)の使用料を含む。

冷暖房使用料	30,000円/日(4時間以下) 60,000円/日(8時間以下) 80,000円/日(8時間超)
--------	---

※冷暖房使用料は、当日の許可された使用時間に応じ、使用する施設の状況、実際の冷暖房時間等に拘らず稼働の事実により徴収する。ただし、当日に本学の業務等により冷暖房を稼働するときは、その稼働時間を減ずることがある。

追加使用料	5,000円/30分
-------	------------

※追加使用料は、第9条第1項に定める使用時間の他に次の時間を使用した場合に請求する。

①午前7時30分(平日・土曜日)又は午前8時30分(日曜日)以前の繰上使用时间数(30分単位)

②午後8時30分(平日)又は午後5時30分(土・日曜日)以後の繰下使用时间数(30分単位)

※施設を使用することができる上限時間は、次のとおりとする。

平 日：午前7時から午後9時までとする。

土曜日：午前7時から午後7時までとする。

日曜日・祝日：午前7時から午後7時までとする。